

平成15年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第4号)

平成15年9月26日(金)午後1時30分開議

議事日程

- 日程第1 議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合への加入について
日程第2 議案第24号 瑞穂市個人情報保護条例について
日程第3 議案第25号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第4 議案第30号 平成15年度瑞穂市一般会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第26号 平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定について
日程第6 議案第27号 平成14年度巢南町水道事業会計決算の認定について
日程第7 議案第28号 平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定について
日程第8 議案第29号 平成15年度巢南町水道事業会計決算の認定について
日程第9 議案第33号 市道路線の認定及び廃止について
日程第10 議案第31号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第32号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
日程第12 発議第7号 犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書について
日程第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正 信
3番	岡田 均	4番	吉村 武 弘
5番	太田 定 敏	6番	日高 清
7番	小川 勝 範	8番	小寺 徹
9番	藤橋 禮 治	10番	山本 訓 男
11番	広瀬 捨 男	12番	清水 貞 夫
13番	加藤 茂 晃	14番	星川 睦 枝
15番	棚瀬 悦 宏	16番	武藤 善 照
17番	日比野 昇	18番	土屋 勝 義
19番	澤井 幸 一	20番	辻 文 雄
21番	松野 義 和	22番	馬 淵 金 雄
23番	西岡 一 成	24番	松野 周 一

25番	西岡 妙子	26番	佐藤 多喜夫
27番	広瀬 正雄	29番	児玉 春一
30番	進藤 末次	31番	松野 武則
32番	吉本 幸一		

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（28番）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野 幸信	助 役	福野 寿英
収入 役	河合 和義	教 育 長 職務代理者	福野 正
市長公室長	青木 輝夫	総 務 部 長	関谷 巖
市民部長	松尾 治幸	都市整備部長	水野 年彦
水道部長	松野 光彦	調 整 監	今村 章二

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田 正利	書 記	広瀬 照泰
書 記	古田 啓之		

開議の宣告

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名でございます。定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第23号から日程第 4 議案第30号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第 1、議案第23号岐阜県市町村職員退職手当組合への加入についてから、日程第 4、議案第30号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

これらにつきましては、総務常任委員会に審査が付託されてありますので、委員長から報告を求めます。

総務常任委員長 松野武則君。

総務常任委員長（松野武則君） ただいまより、総務常任委員会に付託された議案審査の報告をいたします。

まず、議案第23号岐阜県市町村職員退職手当組合への加入についてを御報告いたします。

本議案は、合併前の旧穂積町、旧楽南町のときにも加入していましたが、瑞穂市として新たに岐阜県市町村職員退職手当組合へ加入し、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、上程されたものであります。

主な質疑は次のとおりであります。

組合から脱退するケースはどのような場合なのかの質疑について、合併により市町村がなくなるか、または単独で事務を行う場合です。ちなみに現在単独で行っているのは、岐阜市、大垣市、高山市、関市、多治見市、中津川市であります。小さな自治体が独自で行うには、事例がまれで、その事務職員を常時対応させるのは不合理である。また、岐阜市等の 3 市から、今後、合併による退職組合の加入への申し入れがなされ、現在検討がなされている旨の説明もありました。

また、運用状況はどうなっているのかの質疑について、組合員には決算報告までだが、第 5 条の構成員によって審議され監査報告が行われています。

採決の結果、議案第23号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号瑞穂市個人情報保護条例についてであります。

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し、その保護に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、

自治体の責務を明らかにし、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護することを目的として条例を制定するため、上程されたものであります。

主な質疑は次のとおりであります。

情報公開条例では運用の手引があるが、個人情報保護条例の運用の手引はどうなっているのかの質疑について、条例で盛り込める部分と規則、要綱、手引等にゆだねる部分に反映させながら、平成16年4月1日の施行までの半年の間に整備すると答弁がありました。

また、第6条3項にある本人の同意の範囲を説明してもらいたいという質疑について、情報収集する場合は、法令を逸脱しない必要な範囲内において本人の同意を得ることにしております。

また、情報公開条例と個人情報保護条例との区分けについて説明してもらいたいという質疑について、情報公開条例の中で、個人に関する情報は非開示情報として出てきます。個人情報保護条例では、個人情報の開示の請求を認める内容になっております。しかし、すべてのものが開示できるものではなく、第15条には開示できない場合もあるという内容が列記されております。

社会の大きな変化の中で、市民を保護すること、個人情報は原則公開すべきでないことが大前提であり、行政側はあらゆる個人情報・資産等の状況を掌握しているので、さらに整備を行う必要がある旨、委員より要望がありました。このことにつきましては、執行部より、情報公開条例との整合性を配慮しながら整備するとともに、市民生活に不利益を生じないように、市長部局に限らず、教育など各部局、ほかに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、土地開発公社、固定資産評価審査委員会の実施機関の職員に対して意識啓発を行い、理解を深めながら整備を進めるとの答弁がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第24号瑞穂市個人情報保護条例については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、人事院の一般職員の給与等の改定についての勧告がなされたことに伴い、この勧告趣旨に沿って、当市の職員等の給与等についても改定を行うため、上程されたものであります。

本条例により、瑞穂市職員の給与に関する条例、瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例、瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の四つの条例の改正を行うものであります。

内容として、人事院の勧告による国家公務員の給与等の改正に伴い、地方公務員においてもこれに準じて改正が行われるということですが、今回、瑞穂市にあっては、人事院勧告

に準拠し、10月1日を施行日として改正を実施する趣旨となっています。

改定の主な内容としまして、給料表を平均 1.1%引き下げ、手当に関しては、期末手当は年間4.65ヵ月を0.25ヵ月カットして 4.4ヵ月とする。配偶者に係る扶養手当は、従来1万 4,000円を1万 3,500円とする。住居手当は、従来持ち家には1,000円、新築購入住宅には2,500円を支給していましたが、新築購入後5年を過ぎたものについては廃止とします。

主な質疑は、次のとおりであります。

改正後のラスパイレス指数はどうか。穂積町、巢南町の職員間にどのような較差があり、どのように調整・改善するのかという質疑について、ラスパイレス指数は国を100とした相関関係で算定されますので、上昇が予測はされますが、具体的な数値は現時点では不確定ということです。給与の格差については、個別的なものなので、単純な比較はできないが、客観的に見ると、ラスパイレス指数では平成14年4月1日で穂積町は90.3、巢南町は89.5、平成15年1月1日の賞与を含めた平均給与月額では、穂積町は平均年齢37.7歳で30万 2,784円、巢南町は平均年齢40.8歳で31万 5,444円となり、多少の差異が認められる。しかし、初任給は単労職を除き高卒・大卒は両町とも一緒であります。格差の要因として、穂積町は4級まで勤続年数により昇給している。巢南町では、勤続年数で定めているものの、ポストのあきがないために全体バランスを考慮して、中間当たりの給与が上がっていない点が見受けられます。合併時に調整は行われたが、一気にはできないので、ポストと給与とを区別しながら、5年ぐらいで徐々に調整を行っていくとの答弁がありました。

また、今回の改定を人事院の勧告どおりに実施した場合との差額はどの程度かという質疑について、職員期末手当約 1,539万円、扶養・住宅手当約 587万円、議員期末手当で約 131万円、特別職では約13万円、合わせて約 2,272万円との答弁がありました。

反対討論として、今回の人事院勧告によらず、市独自の改定を行うことについては高く評価している。しかし、日本経済の景気回復には個人消費をふやすことが不可欠である。不況時こそ公務員が引っ張らないと引き下げ競争になってしまう。人事院勧告の引き下げという内容そのものに反対であり、また、それに準拠する当条例についても反対とするとの意見がありました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第25号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第30号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出補正予算額は3億 6,337万 8,000円であります。

まず、歳出の主なものとしたしまして、総務費、一般管理費では、来年5月に向けてのコミュニティバスの購入を含めた運行経費で1,858万 3,000円あります。政策推進費では、学童保育、次世代育成支援対策推進費、耐震調査に係るもので1,512万 2,000円あります。ま

た、電算管理費では、リース期間満了に伴うものと、旧両町のパソコンの整合性を確立するための購入費で1億円であります。財源は、国の合併市町村補助金で賄うものであります。賦課徴収費は、住民税課税資料をパソコンに取り込み検索するシステムを導入する費用で503万9,000円であります。

民生費生活保護扶助費は、医療扶助費で、入院・通院患者が見込み以上にふえたことが要因で3,733万4,000円であります。

衛生費塵芥処理費は、空き缶回収機の買いかえで1,477万3,000円あります。

教育総務費は、教育職員の62名の共済組合の追加分で1,055万2,000円あります。

公債費は、利率2%以上のものを10本抽出し、繰り上げ償還の対象としたもので1億4,587万7,000円あります。

次に、歳入の主なものといたしまして、国庫負担金は生活保護費負担金で2,775万7,000円あります。国庫補助金は合併市町村補助金で1億円あります。老人保健特別会計繰入金は、前年度老人保健特別会計の精算金で9,399万2,000円あります。基金繰入金は減債基金からの繰入金で1億4,116万2,000円あります。

主な質疑は次のとおりであります。

空き缶回収機は、このデフレの時代にもっと安くないのか。また、カードの特典はあるのかの質疑について、外国製品のため、輸入時の為替相場により左右され、前回より高くなっています。機械としては、自動販売機と同じようなものであるが、台数的に自治体しか購入しないものなので、需要面から安くないもので、カードの特典として、今回から点数が表示されるようになります。1缶1円の換算で図書券、洗剤等と交換できるし、地域の活動団体には現金交付も行っています。

学童保育は、穂積校区だけでなく、市全域的な計画はないのかという質疑について、校区でやっていくのではなく、地域の要請によって計画していきたい。少子化で、子供同士での遊んで学ぶ場がなくなってきている。現在、学童保育は親が面倒を見てもらえる場所がないという理由になってしまっているが、市としては、まず1ヵ所立ち上げて、今後のあり方を検討していきたい旨、答弁がありました。

また、一部の議員から、当初予算には反対したが、今回の補正予算には賛成するとの意見も出されました。

以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第30号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算(第1号)については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務常任委員会の審査結果について報告いたします。平成15年9月26日、総務常任委員会委員長 松野武則。

議長(吉本幸一君) では、これより議案第23号岐阜県市町村職員退職手当組合への加入につ

いての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号岐阜県市町村職員退職手当組合への加入についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第23号岐阜県市町村職員退職手当組合への加入については、委員長報告のとおり可決をされました。

これより議案第24号瑞穂市個人情報保護条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺議員。

8番（小寺 徹君） 議案第24号瑞穂市個人情報保護条例について、この取り扱いについて再度確認の意味での質問をいたします。

この提案は、来年の4月から実施をする。その4月までの実務を準備するために、今9月議会でぜひ可決したいという趣旨の提案でございました。その間、この3月の議会までに、非常に不十分ですので、いろいろ議員の方から改正の要望意見があれば、それも十分検討して3月の議会でさらに改正をするという委員会での発言もありましたが、それはそれでいいかどうかということの確認。

さらに、個々のいろいろな具体例によりますと、規則や手引のいろんな条項が細かく出てきます。そういう問題についても議会の議員に諮って、こういう手引の内容、規則でいいかどうかということを議会と相談しながら詰めていく、そういうことをしていくということで確認ができるかどうか。以上の点をひとつ確認の意味で質問いたしますので、市長の答弁をお願いします。

〔発言する者あり〕

議長（吉本幸一君） 総務常任委員長 松野武則君。

総務常任委員長（松野武則君） ただいま小寺議員からの質問を受けましたわけでございますけれども、委員会で十二分に審査したと思っておりますので、よくお考えになって御理解賜りますようお願いを申し上げます。

〔発言する者あり〕

総務常任委員長（松野武則君） その点についても、市長部局から、まだ期間があるから十二分に検討して議会にお諮りするということを明言されております。それも思い出してくださいよ。わかりますか。ありがとうございました。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 西岡妙子君。

25番（西岡妙子君） 個人情報保護条例につきましては、情報公開条例を制定した以後、やはり個人情報保護のためにも早急に条例を制定すべきだということで、一般質問も、私もしましたし、ほかの議員さんもされましたし、議会の中でもそういった意見が出ておりました。行政側の方は、合併前でしたけれども、早急にいろいろと個人情報保護条例について検討されておるように伺っておりましたけれども、それ以降、全然議会の方に相談もなく、今回、合併して2回目の議会で、議会に相談なく、ぼんとかんな形で出されてしまったわけです。中身を見てみますと、情報公開条例と比べましても、実施機関についても大変不十分ですし、やはり中身の中でいろいろ委員会の中でも意見が出ておったようです。ですから、本当はこれ逆なんです。あと半年間で中身を詰めればよいという問題じゃなくて、この議案として上程される前にもっと時間をとって、議会にもそれなりに、こんな案でどうだろうかということで相談されて、煮詰めてから上程されるべきではなかったかと私は思っております。そういう意味から、先ほど小寺議員も委員会の中での行政答弁について委員長にもう1回きちっと聞いておきたいということ দিয়েみましたが、やはりこれは逆になっておりますね。そういう点で私は賛成をしかねます。

しかし、条例制定ということについては大変大事な問題でありますので、今後、十分そういう意味では私自身も勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号瑞穂市個人情報保護条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第24号瑞穂市個人情報保護条例については、委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第25号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 8番 小寺君。

8番（小寺 徹君） 8番 小寺です。

議案第25号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

今回の条例改正は、国が人事院勧告を完全実施するという閣議決定をした中で、本瑞穂市は職員の給与改定を10月にするという独自の市長の判断でされたということについては、私は高く評価をするものであります。さらに旧穂積町と巣南町の給与の格差についても、今後順次是正をしていくということで、是正の準備も進められておる。さらにやられた点もあるという点でも評価をするところでありますけれども、しかし今回の条例改正の本当のねらいは、職員の給料を下げる、期末手当を削減する、そういう内容となっております。

それで、今、日本の経済は非常に不況であります。この不況をどう克服するかというのが、今、政治に求められております。私は、この不況を解決するには、国民の購買力、消費を拡大するという力をつける必要がある。国民の懐を温かくする、そういう点では、公務員、また勤

労者の給与を引き下げるということではさらにまた財布のひもはかたくなり、職員の購買力が落ちて、日本経済の不況を解決するということにならないという点で、今回、市長は、国の決める4月実施を10月にされた一つの英断でありますけれども、さらにもう一つ英断をされて、職員の給与引き下げもやらないという英断をされるべきでなかったかということをおもひまして、今回の条例案の改正については反対の表明をいたします。以上です。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第25号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第30号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第30号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第5 議案第26号から日程第9 議案第33号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第5、議案第26号平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定についてから、日程第9、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題といたします。

これらにつきましては、産業建設常任委員会に審査が付託をしてございます。委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 進藤末次君。

産業建設常任委員長（進藤末次君） 議長の御指名によりまして、産業建設常任委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会は、去る9月22日午前9時から、巢南庁舎3階の全員協議会室において、執行部側から市長、都市整備部長、水道部長、都市開発課長、都市管理課長、産業経済課長、上水道課長、下水道課長の出席を求め、議会側は産業建設常任委員会全員が出席して開会し、付託された議案の審査をいたしました。

産業建設常任委員会に付託された議案は、議案第26号平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定について、議案第27号平成14年度巢南町水道事業会計決算の認定について、議案第28号平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定について、議案第29号平成15年度巢南町水道事業会計決算の認定について及び議案第33号市道路線の認定及び廃止についての、以上5件の審査でありました。

これらの5件の議案は、去る9月18日の瑞穂市議会本会議の総括質疑の中では質疑もなかったため、産業建設常任委員会では特に慎重に審査をいたしました。

次に、各議案についての審査の内容を報告いたします。

まず、議案第26号平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定については、この年度の穂積町の給水戸数は8,927件で、前年度に比べ241件の増加、給水人口も735人の増加となりましたが、年間総配水量は353万1,968立方メートルで、前年度に比較すると7万7,565立方メートルの減少でした。これらの内容を含めた総収益は3億871万633円であり、人件費を含めた総費用は2億7,347万9,867円で、この結果、年間損益では3,523万766円の純利益を計上できたというものであります。資本的収支では、石綿管の布設がえや下水道工事によるもの等を含めた配水管の拡張工事や改良工事も多く、資本的収入は出資金の6,000万円を中心に1億2,929万8,344円でしたが、支出では2億695万3,415円で、不足する額7,765万5,071円は過年度分損益勘定留保資金7,330万2,099円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

整額 435万 2,972円で補てんしたというものであります。これらの事業を行った収支の結果は、当年度未処分利益剰余金が 3,602万 1,925円であり、このうち 200万円を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還金の財源に充当、残りの 3,402万 1,925円を翌年度繰越利益剰余金とするというものであります。

次に、議案第27号平成14年度巢南町水道事業会計決算の認定については、この年度の巢南町の給水戸数は 2,913件で、前年度と比べ72件の増加、給水人口は 1万 120人で 147人の増加でした。そして、年間総配水量は 110万 7,372立方メートルで、前年と比べ 1万 7,885立方メートルの増加でありました。このうち、給水収益は 9,947万 9,780円でありました。これらに対し総費用は 1億 3,013万 2,073円で、前年比 1,613万 8,943円の増加でした。資本的収入では 125戸の新規加入があり、工事負担金が 1,054万円入り、資本的収入の中心になっていました。資本的支出は、建設改良が中心で 5,295万 2,446円で、資本的収支の不足額 3,350万 5,446円は過年度分損益勘定留保資金 3,292万 3,056円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58万 2,390円で補てんしたというものであります。巢南町水道事業会計の剰余金 1,497万 8,824円は、減債積立金に 500万円、建設改良積立金に 500万円を積み立て、残りの 497万 8,824円を翌年度へ繰越剰余金とするというものであります。巢南町水道事業会計で注目すべきは、収益的収支の支出の中で、特別損失として過年度損益修正額として計上されている 113万 1,992円は住所不明の内容等62件のもので、不納欠損の処理はやむを得ないものと認めました。

次に、議案第28号平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定についてであります。この決算は、穂積町・巢南町が合併して瑞穂市になるまでの 1ヵ月の水道事業会計であり、内容は義務的経費を中心としたもので、給水収益にしても量水器の検針から料金の収入までには一、二ヵ月が必要であることから、営業収益も少なく、逆に営業費用では人件費や減価償却費の大きいのが目につく決算の内容でした。以上のような内容から、当年度未処分利益剰余金は 2,044万 3,394円でしたが、これらはすべて瑞穂市水道企業会計へ引き継ぐというものであります。

次に、議案第29号平成15年度巢南町水道事業会計決算の認定についてであります。この議案は議案第28号と同じで、合併して瑞穂市になるまでの 1ヵ月の決算認定であります。この会計決算も、合併までの義務的経費を中心としたものであります。この会計の収入に計上されている雑収益は消費税申告から生じた収益で、支出の総係費の内容は人件費であるとのことであります。この巢南町水道事業会計の未処分利益剰余金 168万 9,912円も、28号議案と同じく、すべて瑞穂市水道企業会計へ引き継ぐというものであります。

なお、以上 4 会計の利益剰余金に関するものは処分案であり、この処分についても議決が必要であることから、産業建設常任委員会では、この内容も確認して採決をいたしました。この水道会計の 4 議案を採決した後で、水道事業全般にわたる意見も出し合いましたが、内容が重

要ですので要点を報告いたします。

内容は、石綿管の内容と、旧穂積町側と旧巢南町側の水道幹線の接続の問題でありました。旧穂積町の石綿管は平成13年度末で約 8,700メートルも残っていたのでありますが、平成14年度には約 5,900メートルを減らしたのであります。この中には河川堤などに埋設されていて、改良のときに堤敷内の水道管が町道内に移設されながらも、台帳から抹消されていなかった等の石綿管も、今回の整理で処理をしたということでありました。石綿管の残りが一気になくなりましたが、それでも約 2,800メートルもあり、この石綿管も平成17年度にはなくなるのとことでありました。

また、旧巢南町との幹線接続については、早急に5ヵ所の接続を予定しているとのことでありました。しかし、この水道管の接続にも水道事業許可が必要とのこと、簡単に工事ができないようでありました。

また、火災の場合の消防水利のとしての消火栓は、口径が異なることなどの問題もあり、旧巢南町側は特殊井戸や自然水利で、当面はこれで乗り切りたいとのことでありました。

次に、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてであります。これは県道北方・多度線、特に犀川大橋の開通に伴う市道路線の認定や、宅地開発による開発内の道路の寄附であり、質疑もありませんでした。

以上が審査の内容であります。

次に、審査の結果について報告をいたします。

議案第26号平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定について、議案第27号平成14年度巢南町水道事業会計決算の認定について、議案第28号平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定について及び議案第29号平成15年度巢南町水道事業会計の決算の認定については、いずれも全員一致をもって認定すべきものと決定、議案第33号市道路線の認定及び廃止については、全員一致をもって認定及び廃止すべきものと決定いたしましたので、瑞穂市議会会議規則第39条の規定により報告いたします。

なお、産業建設常任委員会は、瑞穂市が長良川と揖斐川に挟まれた土地柄であり、治水の面でも両河川の実情を知ることが大切であることから、常任委員会の審査終了後に全員で徳山ダムの実態を視察してきたこともつけ加えて報告しておきます。平成15年9月26日、瑞穂市議会産業建設常任委員会委員長 進藤末次。

議長（吉本幸一君） これより議案第26号平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は議決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第26号平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定については委員長報告のとおり認定がされました。

これより議案第27号平成14年度巢南町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号平成14年度巢南町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第27号平成14年度巢南町水道事業会計決算の認定については委員長報告のとおり認定がされました。

これより議案第28号平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第28号平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定については委員長報告のとおり認定がされました。

これより議案第29号平成15年度巢南町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号平成15年度巢南町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第29号平成15年度巢南町水道事業会計

決算の認定については委員長報告のとおり認定がされました。

これより議案第33号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号市道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第33号市道路線の認定及び廃止については委員長報告のとおり可決がされました。

では、議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時30分

再開 午後 2 時43分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は31名です。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第31号及び日程第11 議案第32号について(委員長報告・質疑・討論・採決)
議長（吉本幸一君） 日程第10、議案第31号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第11、議案第32号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

これらにつきましては、厚生常任委員会に審査が付託してございますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 棚瀬悦宏君。

厚生常任委員長（棚瀬悦宏君） 厚生常任委員会報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました付託議案2件は、9月22日の厚生常任委員会において結審を見ましたので、御報告いたします。

まず最初に、議案第31号瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,136万円を追加補正し、総額を30億512万6,000円とするものであります。

執行部から、歳入の補正は診療報酬支払基金から退職者医療療養給付費交付金として279万円、基金からの繰入金341万4,000円、交通事故等に遭われ、国民健康保険扱いで治療をしていた方について、事故等が明らかとなり、保険会社からの精算金として市に納付される150万円、そして国民健康保険から社会保険等に変更しても、引き続き国民健康保険で治療を受けていた人から返納される365万6,000円であり、また歳出の補正は退職者等の高額療養費として当初2,820万円と見込んでいたが、先月までの平均から割り出したところ、年額3,630万円ほど必要になることが判明したため、その差額810万円。疾病予防の一環として穂積庁舎内に設置する血圧計購入費27万円。平成14年度中に国民健康保険から社会保険等に変更していた方に還付する金額を125万円と見込んでいたのが、当初予算より多く発生したことによる保険税還付金20万円、そして平成14年度退職者医療療養給付費等交付金における旧巢南町清算分償還金279万円であるとの説明がありました。

続いて質疑に移り、雑入の納入金について、保険会社から精算金として納付されることであるが、すべてチェックできているのかとの質疑に対して、国保連合会においてレセプト等の点検を行っている。しかし、本人から届け出がない少額のものについてはそのままになっているものもないとは言えないと答弁がありました。

続いて、高額医療費について被保険者は幾ら高額でも3割負担金を一時は支払わなければならない。給付費として本人に戻ってくるのは2ヵ月ほど後になってからであると聞いているが、高額になると大変な負担となる。これに対する救済方法はないのかとの質疑に対し、本人への給付については、国保連合会での審査を経て、市へ連絡が来てからでないと支払うことができないため、どうしても2ヵ月ほどの日数を要する。ただし、立てかえ払いの困難な方のために、国民健康保険高額医療費資金貸付制度がある。この制度は、医療機関からの請求書、または領収書等を市民保険課窓口へお持ちいただければ、規定の金額以内において、遅くとも10日以内に無利子でお貸しできるものであるとの答弁でありました。

以上、質疑、答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第31号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,005万2,000円を追加補正し、総額を28億7,276万6,000円とするものであります。執行部から、歳入の補正は平成14年度旧町歳計剰余金からの1億2,005万2,000円であり、歳出については平成14年度交付金を清算したことによる支出金であり、国と県への償還金、旧穂積町分3,048万6,000円、旧巢南町分57万4,000円、計3,106万円、一般会計への繰

出金、旧穂積町分 6,537万 7,000円、旧巢南町分 2,361万 5,000円、計 8,899万 2,000円であるとの説明がありました。

以上、説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会終了後、市内全部の保育所と福祉作業所すみれの家と豊住園を視察し、各施設の責任者から現況と問題点をお聞きし、今後における当委員会を進めていく上での課題といたしました。

以上をもって厚生常任委員会の報告といたします。平成15年9月26日、厚生常任委員会委員長 棚瀬悦宏。

議長（吉本幸一君） これより議案第31号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第31号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決がされました。

これより議案第32号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員です。したがって、議案第32号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第12、発議第7号犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

提出者 山本訓男君。

10番（山本訓男君） それでは、お手元に配付されております発議第7号犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書について、趣旨説明を行います。

本案は、常任委員長の松野武則議員、進藤末次議員、棚瀬悦宏議員、広瀬正雄議員の賛同を得まして、会議規則第13条の規定により提出いたします。

以下、議案をもって趣旨説明といたします。

犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書。

我が国の犯罪情勢は、平成13年全国で発生した刑法犯は 273万 5,612件と、戦後最高を記録し、過去10年間で約 100万件の増加となっており、とりわけ刑法犯の9割近くを占める窃盗犯の増加が著しい。また、過去10年間で路上窃盗及びひったくりの件数は、それぞれ 4.5倍、3.6倍に増加するなど、路上犯罪の大幅な増加が目立っている。また、来日外国人による凶悪犯や組織的窃盗事件が増加し、来日外国人犯罪の全国への拡散化傾向がうかがわれるとともに、少年非行の凶悪化、粗暴化が進み、ひったくりの総検挙数に占める少年の割合は7割を超えるなど、少年非行も深刻化している。

治安の維持は、国民にとって最大の社会福祉である。もはや、犯罪が凶悪化、多様化、国際化する今日の危機的状況を放置することはできない。

したがって、政府は治安の回復を目指し、内閣が一体となって下記の諸対策を速やかに実施するよう強く求めるものである。

1、来日外国人及び暴力団等による組織犯罪対策への取り組みをさらに強化すること。銃器を使用した凶悪犯罪や薬物組織犯罪への対策も強化すること。

2、警察官を増員し、人口に比して警察官の少ない地域へ重点配分するとともに、警察官OB等の活用や交通警察の一部民間化により交番・駐在所の整備を期すこと。

3、警備業者等を活用し地域パトロール等を強化したり、防犯効果の大きい地域コミュニケーション形成について国民の意識啓発を進めること。

4、留置場・拘置所など治安関係施設の整備拡充を図ること。

5、犯罪防止の立場から毅然たる入国管理体制を確立すること。

6、青少年の健全育成のための推進とあわせ、軽微な少年犯罪の放置が犯罪の増発・凶悪化に発展する傾向性を重視し、少年非行防止、薬物乱用防止対策、暴走族対策等を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出する。平成15年9月26日、瑞穂市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣 小泉純一郎殿、国家公安委員会委員長 小野清子殿であります。よろしく御賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（吉本幸一君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「意見」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい、どうぞ。

23番（西岡一成君） 本件につきましては、犯罪防止のための治安対策の必要性は言うまでもないと思っております。ただ、犯罪の結果に対する治安対策の強化だけではなくて、犯罪の原因の予防と結果に対する両面からの対策の強化が必要ではないかというふうに思うわけであり、また、案文に記されている項目以外にも、やみ金、あるいはサラ金の暴利、さらには先般、名古屋で発生をいたしました軽急便の事件だとか、あるいはコンビニ盗の詐欺的な経営など、企業犯罪に対する取り締まりの強化も極めて必要ではないかというふうに思っております。さらに警察の規制緩和の問題につきましては、ここで交通警察の一部民間化というふうなことが記されておりますけれども、極めて慎重に検討をしていかなければならない課題ではないかというふうに考えております。

さっき案文をいただいて、直ちにこの場で態度を決定せよということでもありますけれども、以上の事情等によりまして、この場で直ちに態度を決定するについては非常に難しい問題を内

包しておりますので、私は本意見書につきましては態度を保留させていただきたいと思います。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております発議第7号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、発議第7号犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書については、可決することに決定をいたしました。

日程第13 議員派遣について

議長（吉本幸一君） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣の瑞穂市議会会議規則第161条の規定により提出しております。

内容につきましては、平成15年10月14日、15日の両日において、穂積駅のあり方及び地震対策の軽減について調査・研究するため、滋賀県の栗東市、兵庫県の神戸市にあります阪神淡路大震災記念「人と防災未来センター」及び兵庫県北淡町にあります北淡町震災記念公園、「野島断層」を現地視察するものです。

この件について、議員全員を派遣したくと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣については決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の宣告

議長（吉本幸一君） 会議を閉じます。

平成15年第2回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さんでした。

閉会 午後3時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成15年 9月26日

瑞穂市議会 議長 吉本幸一

議員 山本訓男

議員 広瀬捨男